

## 業務委託仕様書

- 1 委託業務名 県税窓口収納金等警備輸送業務
- 2 委託業務の内容
- (1) (西部県税事務所本所以外) 警備輸送用容器に収納した現金等を、5に記載する県税事務所又は県税事務所分室（以下「県税事務所」という。）から指定された株式会社広島銀行支店（以下「広銀支店」という。）へ当日午後2時までに警備輸送し、指定窓口において容器の封印を解除の上、窓口へ現金等を引き渡す。
- （西部県税事務所本所）警備輸送用容器Iに収納した現金等を、広銀支店へ当日午後2時までに警備輸送し、指定窓口において容器の封印を解除し、窓口へ引き渡す。また、警備輸送容器IIに収納した帳票等を、税務課システム分室へ当日午後2時までに警備輸送し、税務課システム分室において開錠の上、税務課システム分室へ引き渡す。
- (2) (西部県税事務所本所以外) 広銀支店へ現金等を引き渡し後、関係書類等（以下6に記載するものについて「警備輸送品」という。）を収納した警備輸送用容器を受託者の事業所へ持ち帰って金庫室へ保管し、翌日（県税事務所が閉庁日の場合は、翌開庁日）に各県税事務所へ輸送し引き渡す。
- （西部県税事務所本所）広銀支店へ現金等を引き渡し後、警備輸送品を収納した警備輸送用容器IIIの引き渡しを受ける。その後、税務課システム分室において警備輸送品を収納した警備輸送用容器IVの引き渡しを受ける。当日中に県税事務所へIII及びIVを輸送し引き渡す。
- (3) 警備輸送品の授受時間等については、広島県、株式会社広島銀行及び受託者の間で別途協議の上決定するものとする。また、必要となる関係書類等については、受託者が用意する。
- なお、授受時間については、次の時間の範囲内で決定するものとする。
- （西部県税事務所本所以外）
- ・県税事務所での授受：午前9時30分以降（午前12時から午後1時までを除く。）
  - ・広銀支店での授受：午後2時まで
- （西部県税事務所本所）
- ・県税事務所での引渡し（上記I及びII）：午前10時30分頃
  - ・広銀支店での授受（同I及びIII）：午後1時40分頃
  - ・税務課システム分室での授受（同II及びIV）：午後2時頃
  - ・県税事務所での引渡し（同III及びIV）：午後3時頃
- 3 委託期間  
令和8年4月1日～令和11年3月31日
- 4 警備輸送実施予定日数  
県税事務所開庁日（土日祝日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）  
:726日

## 5 警備輸送区域

| 警備輸送元<br>(所在地)                   | 警備輸送先<br>(所在地)                       |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| 西部県税事務所本所<br>(広島市東区光町二丁目 1-14)   | 広島銀行県庁支店・税務課システム分室<br>(広島市中区基町10-52) |
| 西部県税事務所呉分室<br>(呉市西中央一丁目 3-25)    | 広島銀行呉支店 (呉駅前出張所扱い)<br>(呉市中央一丁目 2-3)  |
| 西部県税事務所廿日市分室<br>(廿日市市桜尾二丁目 2-68) | 広島銀行廿日市支店<br>(廿日市市新宮一丁目 9-34)        |
| 西部県税事務所東広島分室<br>(東広島市西条昭和町13-10) | 広島銀行西条支店<br>(東広島市西条昭和町 2-7)          |
| 東部県税事務所本所<br>(福山市三吉町一丁目 1-1)     | 広島銀行福山営業本部<br>(福山市霞町一丁目 1-1)         |
| 東部県税事務所尾道分室<br>(尾道市古浜町26-12)     | 広島銀行尾道支店<br>(尾道市土堂二丁目 7-11)          |
| 北部県税事務所<br>(三次市十日市東四丁目 6-1)      | 広島銀行十日市支店<br>(三次市十日市中二丁目 13-26)      |

## 6 警備輸送品目及び授受の方法

### (1) 県税事務所から広銀支店へ送付するもの

#### 【県税事務所分】

- ア 窓口で領収した現金、小切手、これに対応する関係書類
- イ 先日付小切手、手形に関する書類
- ウ 支払事務に関する書類

#### 【総務事務所分】 (西部県税事務所本所以外)

- エ 窓口で領収した現金、これに対応する関係書類

### (2) 広銀支店から県税事務所へ送付するもの

#### 【県税事務所分】

- ア 前記(1)ア、イ及びウに係る関係書類
- イ 前記(1)イに係る関係書類
- ウ 前記(1)イに係る関係書類

#### 【総務事務所分】 (西部県税事務所本所以外)

- エ 前記(1)エに係る関係書類

### (3) 税務課システム分室から西部県税事務所本所へ送付するもの

#### 【税務課分】

税務課で作成された書類等

### (4) 西部県税事務所本所から税務課システム分室へ送付するもの

#### 【西部県税事務所本所分】

西部県税事務所本所で作成された書類等

### (5) 授受の方法

#### 【県税事務所から受託者への警備輸送品の引き渡し (西部県税事務所本所以外)】

- ア 県税事務所は、警備輸送品を受け取りに来た車両の登録番号を確認し、事前に届

出された車両であることを確認する。また、警備員に身分証明書の提示を求め、警備員名簿と照合する。

- イ 県税事務所は、県税事務所及び総務事務所の警備輸送品（収納した現金等がない場合は、引継ぎ書類等がない旨を記載したもの）が入ったポーチ各1個をメールバッグに入れ、封印具により封印する。
- ウ 前記イを行う際には、県税事務所及び警備員双方で、メールバッグに県税事務所及び総務事務所の警備輸送品が入ったポーチ各1個が入っていることを確認する。
- エ メールバッグを警備員に手交し、県税事務所及び受託者双方が保管する警送品授受簿に、封印具のシリアル番号を記入し、押印する。

#### 【県税事務所から受託者への警備輸送品の引き渡し（西部県税事務所本所）】

- ア 県税事務所は、警備輸送品を受け取りに来た車両の登録番号を確認し、事前に届出された車両であることを確認する。また、警備員に身分証明書の提示を求め、警備員名簿と照合する。
- イ 県税事務所は、広銀支店宛の警備輸送品（収納した現金等がない場合は、引継ぎ書類等がない旨を記載したもの）が入ったポーチ1個をメールバッグに入れ、封印具により封印する。
- ウ 前記イを行う際には、県税事務所及び警備員双方で、メールバッグに警備輸送品が入ったポーチ1個が入っていることを確認する。
- エ メールバッグを警備員に手交し、県税事務所及び受託者双方が保管する警送品授受簿に、封印具のシリアル番号を記入し、押印する。
- オ 県税事務所は、税務課システム分室宛の警備輸送品（収納した帳票等がない場合は、引継ぎ書類等がない旨を記載したもの）をメールバッグに入れ、施錠する。
- カ 前記オを行う際には、県税事務所及び警備員双方で、メールバッグに帳票等が入っていることを確認する。
- キ メールバッグを警備員に手交し、県税事務所及び受託者双方が保管する警送品授受簿に、メールバッグの番号を記入し、押印する。

#### 【受託者と広銀支店との警備輸送品の引き渡し】

- ア 警備員は、広銀支店の窓口にメールバッグを持参し、銀行員の目前で封印具を解除して、県税事務所及び総務事務所（西部県税事務所本所は県税事務所分のみ。）の警備輸送品が入ったポーチ各1個を引き渡す。
- イ 警備員は、広銀支店で処理後の県税事務所及び総務事務所の警備輸送品が入ったポーチ各1個を受け取り、解除した封印具と一緒にメールバッグに入れて施錠する。

#### 【受託者と税務課システム分室との警備輸送品の引き渡し】（西部県税事務所本所）

- ア 税務課システム分室は、警備輸送品を受け取りに来た車両の登録番号を確認し、事前に届出された車両であることを確認する。また、警備員に身分証明書の提示を求め、警備員名簿と照合する。
- イ 警備員は、県税事務所で受け取ったメールバッグを、税務課システム分室へ輸送し引き渡す。

- ウ 税務課システム分室は、メールバッグを開錠し、県税事務所及び警備員双方で、メールバッグの番号と警備輸送品の内容を確認する。
- エ 税務課システム分室は、税務課分の警備輸送品（収納した帳票等がない場合は、引継ぎ書類等がない旨を記載したもの）をメールバッグに入れ、施錠する。
- オ 前記エを行う際には、税務課システム分室及び警備員双方で、メールバッグに帳票等が入っていることを確認する。
- カ メールバッグを警備員に手交し、税務課システム分室及び受託者双方が警送品授受簿に、メールバッグの番号を記入し、押印する。

**【受託者から県税事務所への警備輸送品の引き渡し（西部県税事務所本所以外）】**

- ア 警備員は、広銀支店へ現金等を引き渡し後、メールバッグを受託者の事業所に持ち帰り金庫室に保管し、翌日（県税事務所が閉庁日の場合は、翌開庁日）に県税事務所へ輸送し引き渡す。
- イ 県税事務所は、メールバッグを開錠し、県税事務所及び警備員双方で、封印具のシリアル番号と警備輸送品の内容を確認する。

**【受託者から県税事務所への警備輸送品の引き渡し（西部県税事務所本所）】**

- ア 警備員は、広銀支店及び税務課システム分室で受け取ったメールバッグを、当日中に県税事務所へ輸送し引き渡す。
- イ 県税事務所は、メールバッグを開錠し、県税事務所及び警備員双方で、封印具のシリアル番号又はメールバッグの番号と、警備輸送品の内容を確認する。

## 7 警備輸送金額見込

○警備輸送金額（令和6年度分） (単位：円)

| 事務所          | 総額          | 一日当たり平均額  | 一日当たり最高額   | 一日当たり最低額 |
|--------------|-------------|-----------|------------|----------|
| 西部県税事務所本所    | 818,831,527 | 3,369,677 | 60,778,852 | 19,000   |
| 西部県税事務所呉分室   | 38,434,530  | 158,167   | 967,800    | 400      |
| 県税事務所分       | 18,354,030  | 75,531    | 576,900    | 400      |
| 総務事務所分       | 20,080,500  | 82,636    | 390,900    | 0        |
| 西部県税事務所廿日市分室 | 29,943,907  | 123,226   | 1,122,000  | 1,200    |
| 県税事務所分       | 28,250,107  | 116,256   | 795,300    | 1,200    |
| 総務事務所分       | 1,693,800   | 6,970     | 326,700    | 0        |
| 西部県税事務所東広島分室 | 354,598,566 | 1,459,253 | 22,540,051 | 400      |
| 県税事務所分       | 335,305,786 | 1,379,859 | 22,204,051 | 400      |
| 総務事務所分       | 19,292,780  | 79,394    | 336,000    | 0        |
| 東部県税事務所      | 147,018,829 | 605,016   | 4,133,030  | 3,400    |
| 県税事務所分       | 71,585,509  | 294,591   | 3,315,300  | 3,400    |
| 総務事務所分       | 75,433,320  | 310,425   | 817,730    | 0        |
| 東部県税事務所尾道分室  | 77,565,249  | 319,199   | 5,729,691  | 400      |
| 県税事務所分       | 74,506,049  | 306,609   | 5,469,991  | 400      |
| 総務事務所分       | 3,059,200   | 12,589    | 259,700    | 0        |
| 北部県税事務所      | 41,193,820  | 169,522   | 2,305,100  | 0        |
| 県税事務所分       | 29,054,560  | 119,566   | 1,984,600  | 0        |
| 総務事務所分       | 12,139,260  | 49,956    | 320,500    | 0        |

## 8 受託者の資格要件

受託者は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による運送業務の資格及び警備業法（昭和47年法律第117号）による警備業務の資格を有すること。

## 9 警備輸送の車両及び警備員の配置

### （1）車両

ア 警備輸送に使用する車両は、緊急停止装置、自動ドアロック装置、自動車無線装置及び警報装置等、その他警備上必要な装備を備えた現金輸送専用車（以下「警送車」という。）とする。

イ 受託者は、使用する車両を特定し、車種及び登録番号を事前に税務課システム分室及び県税事務所に届け出てその承認を受けること。

なお、できるだけ車両を限定することとし、他の車両を充当する必要が生じた場合は、速やかにその理由及び使用する車両の車種及び登録番号を事前に税務課システム分室及び県税事務所に連絡して承諾を受けること。

### （2）警備員

ア 警送車には、警備業法に定める「警備員教育」を受けた警備員2名（警備員2名には、運転手1名を含む。）を搭乗させること。また、警備員2名のうち1名は、貴重品運搬警備業務1級検定合格証の交付を受けている者、又は、貴重品運搬警備業務2級検定合格証の交付を受けている者で現金警備業に5年以上従事した経験を有する者とする。

イ 受託者は、この警備輸送業務に従事する警備員（予備要員を含む。）の氏名、資格及び警備輸送業務経験年数を記載した名簿を事前に税務課システム分室及び県税事務所に届け出て、その承認を得ること。

## 10 受託者の事業所の設備、及び緊急対応

交通事情その他による遅延や書類の差替え等の緊急の案件が生じた場合に即座に対応することができるよう、受託者は次の体制を有するものとする。

- (1) 受託者の事業所（基幹事業所）に無線装置が備わっていること。
- (2) 警送車の位置確認が即座にできる設備が備わっていること。
- (3) 緊急対応車両を常時備えていること。（前記2（3）の協議により定められた時間までに警送車が税務課システム分室、県税事務所又は広銀支店に到着できない場合は、2時間以内に代替車両による対応が可能であること。）
- (4) 警備員の予備要員を常時確保していること。（前記2（3）の協議により定められた時間までに警備員が税務課システム分室、県税事務所又は広銀支店に到着できない場合は、2時間以内に予備要員による対応が可能であること。）
- (5) 前記2（2）の警備輸送品の保管に際して使用する金庫室は、耐火金庫室であること。

## 11 その他

- (1) この業務の委託中に警備輸送品の亡失等、受託者が広島県に損害を与えた場合は、受託者はその際に生じた損害額を速やかに委託者に賠償するものとする。

- (2) 受託者は、この委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- (3) 受託者は、警備輸送品に対して、前記（1）の規定により支払うべき賠償額を満たす額を補償する損害保険を附加するものとする。
- (4) 受託者は、次の事実が確認できる書類を、事前に広島県に提示し、広島県が必要と認めるときには、入札の日までに広島県職員による現地確認に対応すること。
  - ア 前記8の受託者の資格要件を満たしていること。
  - イ 前記9（1）アに定める装備を有する警送車を備えていること。
  - ウ 前記9（2）アに定める資格を有する警備員が配置されていること。
  - エ 前記10（1）に定める無線装置を備えていること。
  - オ 前記10（2）に定める警送車の位置確認装置を備えていること。
  - カ 前記10（5）に定める耐火金庫室を備えていること。
- (5) 受託者は、この契約の締結に当たっては、事前に前記（3）に定める損害保険が付加されていることが確認できる書類を広島県に提示すること。
- (6) 受託者は、広銀支店において引き渡した警備輸送品の内容に疑義が生じた場合は、速やかに税務課システム分室、県税事務所又は総務事務所に連絡すること。
- (7) この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、広島県と受託者が協議し決定する。